第一 航空法の一部改正

空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に定める事項に、 地上走行中の航空機又は車両の

滑走路への誤進入を防止するための施設の維持管理及び改修に関する事項を追加するものとすること。

(第四十七条第二項第三号関係)

二 技能発揮訓練

1 操縦 技 能証明を有する者は、 航空機 の航行中に管理技能を確実に活用し、 及び発揮することが でき

るようにするため Ó 訓練であって三の 1の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下 登 録 訓

練機関」という。) 等が行うもの又はこれと同等以上の内容を有するものとして一定の要件に該当す

る訓練 (以下「技能発揮訓練」 という。)を修了していなければ、 当該操縦技能証明につい て限定を

された範囲 \mathcal{O} 航 空機に ついて次に掲げる行為を行っては、 ならな ζ`\ ものとすること。

(1)航空交通管 制 巻 に係る空港等か 。 ら 航 空機を離 陸させ、 又は その 離 陸 \mathcal{O} ために航空機を地上走行さ

せる操縦 (第三十五条の二第一項の計器飛行等の練習又は第七十一条の四第一 項の操縦 の練習のた

めに行うものを除く。)

(2) (1) K 規定する空港等へ航空機を着陸させ、 又はその着陸 のために降下飛行させる操縦 (第三十五

条の二第一 項の計器飛行等の練習又は第七十一条の四第一項の操縦の練習のために行うものを除

<

(3) ⑴に規定する空港等を使用して行う第三十五条第一項各号又は第七十一条の四第一項の操縦の練

習の監督

(4) (1)に規定する空港等を使用して行う第三十五条の二第一項の計器飛行等の 練習 一の監督

(第七十一条の五第一項関係)

1 0 「管理技能」とは、 航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であって、 滑走路への誤

2

進入その他の危険な事 態の発生を防止するため航空機 の操縦において必要となる複数の作業を適切に

管理するためのものをいうものとすること。

〈第七十一条の五第二項関係

3 操縦 技 能 証明を有する者は、 当該! 操 縦 技 能 証 明に ついて限定をされた範囲 一の航空機につ *(*) て 1 \mathcal{O} (1)

か ら倒までに掲げる行為を行う場合には、三の4の証明書その他の技能発揮訓練を修了したことを証

三 登録訓練機関

1 <u>ー</u>の 1の航空機の航行中に管理技能を確実に活用し、 及び発揮することができるようにするための

訓練 (以下「訓練」という。) を行う者は、申請により、 国土交通大臣の登録を受けることができる

ものとすること。

(第九十九条の二関係)

2 国土交通大臣は、 1の規定により登録の申請をした者が次に掲げる要件に適合しているときは、そ

の登録をしなければならないものとすること。

(1) 訓練の用に供する施設、 設備又は教材が一定の要件に適合すること。

② 訓練を担当させる講師が一定の要件に適合すること。

(第九十九条の三第一項関係)

3 登録 訓 練機関は、 公正に、 かつ、 定の時間数以上の訓練を行うこと等の基準に適合する方法によ

り 訓練 の実施 に関する事務 (以 下 「訓練事務」という。 を実施しなければならないものとするこ

<u>ک</u> 。

(第九十九条の六第一項関係)

4 登録訓練機関は、 その訓練を修了した者に対し、 訓練を修了した旨の証明書を交付しなければなら

ないものとすること。

(第九十九条の六第二項関係

5 登録 訓 練機関 は、 訓 練 事 ·務 の 開始前に、 訓練事務の実施に関する規程を定め、 国土 交通大臣に届け

出なければならないものとすること。

(第九十九条の七第一項関係)

6 国土交通大臣は、 登録訓練機関が2の①又は②に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認め

るときは、 当該登録訓練機関に対し、 これらの要件に適合するために必要な措置を講ずべきことを命

ずることができるものとすること。

(第九十九条の十関係

7 国土交通大臣 は、 登録 訓練機関が3の規定等に違反していると認めるときは、 当 該 登録 訓 練 機関に

対し、 3の規定により訓練事務を行うべきこと等を命ずることができるものとすること。

(第九十九条の十一関係)

国土交通大臣は、 登録訓練機関が一定の要件に該当するときは、 その登録を取り消すこと等ができ

るものとすること。

8

(第九十九条の十三関係)

9 登録 訓 練機関について、 国土交通大臣による報告徴収及び立入検査の対象に追加するものとするこ

کے

(第百三十四条関係)

罰則

罰 則について、 所要の 規定を設けるものとすること。

(第百五十条、 第百五十条の二、 第百五十四条の二、第百五十四条の三、 第百五十九条及び第百六十二

条関 係

五. その他 所要の改正を行うものとすること。

第二 空港法 0 部改 正

地方管 理空港等にお ける国土交通大臣による工事等の代行

1 国土交通大臣は、 地方管理空港を設置及び管理する地方公共団体から要請があり、かつ、 当該地方

公共団体における滑走路等の改良又は空港用地の造成若しくは整備 の工事の実施体制その他 の地 域の

実情を勘案して、 特定工事 (地方管理空港の滑走路等の改良又は空港用地 の造成若しくは整備 0 工 事

であって、 次に掲げる要件のいずれに も該当するものをいう。 以下同じ。)を当該 地 方公 4.世団: 体 に代

わって自ら施行することが適当であると認めら れ る場合においては、 その事務の遂行に支障のない 範

囲内で、これを施行することができるものとすること。

- (1) 滑走路等又は空港用地が一定の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであること。
- (2) 高 度 \mathcal{O} 技術を要すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認めら れるこ

と。

(第五条の二第一項関係)

2 国土交通大臣は、 災害が発生した場合において、 成田国際空港株式会社、 新関西国際空港株式会

社、 中 部 玉 |際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社 (以 下 「指定会社」

カ という。) ら要請 が なあり、 又は地 カン 方管理空港 つ、 当該 特定空港管 を設置及び管理する地方公共団体 理者 12 おける災害復 旧 工 (以 下 事 の実施 「特定空港管理者」 体 :制その 他 \mathcal{O} 地 という。) 域 \bigcirc 実 情を

勘案して、 特定災害復旧工事 (成田国際空港、 関西 国 際空港、 大阪国際空港、 中部 国]際空港 又は 地方

管理空港 (以下「特定空港」という。) の災害復旧工事であって、 次に掲げる要件のいずれ かに該当

するものをいう。 以下同じ。) を当該特定空港管理者に代わって自ら施行することが適当であると認

められる場合においては、 その事務 の遂行に支障 のない範囲内で、 これを施行することができるもの

とすること。

(1)緊急輸送の確保その他の災害応急対策に必要な航空機を特定空港に着陸させ、 又は特定空港から

離陸させるために行う応急のものであること。

(2) 特定空港が一 定の基準に適合しなくなるおそれがある場合に行うものであって、 高度の技術を要

すること又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められること。

(第五条の二第二項関係)

地方管理空港における災害復旧工事に係る国土交通大臣の認定の特例

地 方管理空港における災害復旧 工事が緊急輸送の確保等のために行う応急のものである場合であっ

て、 当該 地 方管理空港を設置及び管理する地方公共団体がその旨を国土交通大臣に通知したときは、当

該災害復旧 工事に係る国土交通大臣の認定を要しないものとすること。

(第十条第二項関係)

三 国土交通大臣が地方公共団体等に代わって施行する工事の費用の負担

国土交通大臣が一の1の規定により地方公共団体に代わって特定工事を施行する場合には、 当該特

1

定工事に要する費用 は、 国が負担金相当額 (地方公共団体が自ら当該特定工 事を施行することとした

場合に第八条第 項の規定により国が負担する金額等に相当する額をいう。 1にお いて同じ。)を、

当該地方公共団体が当該特定工事に要する費用の額から負担金相当額を控除した額を負担するものと

(第十条の二第一項関係)

2 国土交通大臣が 一の2の規定により成田国際空港株式会社、 新関西国際空港株式会社又は 指 定会社

に代わって特定災害復旧工事を施行する場合には、 当該特定災害復旧工事に要する費用は、 成田 国 際

空港株式会社、 新関西国際空港株式会社又は指定会社がそれぞれ負担するものとすること。

(第十条の二第二項関係)

3 国土交通大臣が一の2の規定により地方公共団体に代わって滑走路等又は空港用 地 の特定災害 復旧

工 事 を施行する場合には、 当該 特定災害復旧 工事に要する費用 は、 国が . 負担. 金相当額 (地方公共 寸 体

が自ら当該特定災害復旧工事を施行することとした場合に第十条第一項の規定により国が負担する金

額等に相当する額をいう。 3において同じ。) を、当該地方公共団体が当該特定災害復旧工事に要す

る費用 の額から負担金相当額を控除した額を負担するものとすること。 (第十条の二第三項関係)

4 玉 土交通大臣 が <u>...</u> Д 2の規定に より地・ 方公共団体に代わって排水施設等 の特定災害復旧 工 事 を 施行

する場合には、 当該特定災害復旧 工事に要する費用 は、 国が 補 助 金相当額 (地方公共団 体 が 自 5 当該

特定災害復旧工事を施行することとした場合に第十条第三項の規定等により国が当該地方公共団体に

補助することができる金額に相当する額をいう。 4において同じ。)を、 当該地方公共団体が当該特

定災害復旧工事 に 要する費用 \mathcal{O} 額から補 助 金相当額を控除した額を負担するものとすること。

(第十条の二第四項関係)

5 国土交通大臣が一の2の規定により地方公共団体に代わって滑走路等、 空港用地又は排水施設等の

特定災害復旧工事 以外の特定災害復旧工事を施行する場合には、 当該特定災害復旧 工事に要する費用

は、当該地方公共団体が負担するものとすること。

、第十条の二第五項関係

兀 特定地 方管理空港における国土交通大臣による工事等の代行等

及び三(三の2を除く。)の規定は、 当分の間、 特定地方管理空港及びこれを管理する地方公共団

体について準用するものとすること。

(附則第八条関係)

五 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の一部改正

特定地 方管理空港における災害復旧 工事 に係る国土交通大臣 の 認 定 \mathcal{O} 特例

第二の二の規定は、 特定地方管理空港の管理を行う地方公共団体が当該特定地方管理空港において災

害復旧工事を施行しようとする場合について準用するものとすること。 (附則第三条第三項関係)

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第四 その他関係法律の一部改正

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律及び民間の能力を活用

L た国管理空港等の運営等に関する法律について、 所要の改正を行うものとすること。

第五 附則

この法律は、 部を除き、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとすること。

(附則第二条及び第三条関係)

(附則第四条関係)

四 その他所要の改正を行うものとすること。

 \equiv

この法律

の施行状況に関する検討規定を設けるものとすること。

(附則第五条から第八条まで関係)